

笠間市議会総務企画委員会記録

令和6年9月17日 午後4時20分開会

出席委員

委員長	安見貴志君
副委員長	川村和夫君
委員	長谷川愛子君
〃	河原井信之君
〃	田村泰之君
〃	石井栄君
〃	西山猛君

欠席委員

なし

出席議会事務局職員

議会事務局次長	堀内恵美子
次長補佐	鶴田貴子

議事日程

令和6年9月17日（火曜日）
午後4時20分開会

- 1 開会
- 2 案件

(1) 付託案件の審査

- ・陳情第6-4号 国に対し、「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出を求める陳情書について

(2) その他

午後4時20分開会

○安見委員長 総務企画委員会委員の皆様、本日は本会議終了後、お疲れのところ、総務企画委員会に御出席を賜りまして、ありがとうございます。

○安見委員長 ただいまの出席委員は全員であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから総務企画委員会を開会いたします。

本日は、9月4日に開催した総務企画委員会において保留となっております陳情第6-4号 国に対し、「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出を求める陳情書の審査に当たり、開催させていただいた次第であります。

議会事務局より次長、次長補佐が出席しております。

本日の会議の記録は次長補佐にお願いいたします。

○安見委員長 これより会議に入ります。

前回の委員会において非公開となっていた陳情書提出者の個人情報について、事務局で提出者本人に改めて確認をしたところ、委員会審査や会議録、ホームページにおいても公開に同意するというものであります。

タブレット資料は、本日のフォルダ、陳情審査に改めてアップしておりますので、御確認願います。

内容につきましては前回説明が済んでおりますので、御意見、質疑がありましたらお願いいたします。

田村委員。

○田村泰之委員 これ令和2年6月に、その当時は総務産業委員会ですね、これと同じ、日本国民救援会茨城県本部、水戸の本部かな、本部から来ていて、今回の陳情は笠間支部ということであり、これは私の個人的な意見なんですが、①検察手持ちの証拠の全面開示、これ全面開示したら、今の袴田事件、袴田 巖さんのやつがあるんですけども、袴田巖さんの件は、名前を伏せますが、静岡県の富士宮市のある大物の人が動いて、そういう映画化にもされ、それでいろいろあったわけです。これ冤罪がどうのこうのというのであれば、東村山市市議の自殺というあれは殺人なんですね。

そういうことを鑑みて、これは検察サイド、刑事もそうですが、検察サイドの手持ちの全面開示をしてしまうと、これ弁護士のほうが大変になると思いますし、議会というのは法の何とかと、番人だとか言う先輩もいますが、法の番人というのはあくまでも裁判官なので、私はこれは、よってこれは不採択すべきだと思います。以上です。

○安見委員長 ほかに御意見があればお願いをいたします。

石井委員。

○石井 栄委員 これ読んでみますと、証拠のほとんどは、強制捜査権を持っている警察や検察の中にあるわけで、それらを開示する義務はないとされているんですね。無罪の証拠が隠されたまま有罪が確定するという事例が後を絶たないというふうに言われておまして、この袴田事件という事件が再審で問題が、この裁判の判決の問題が明らかになって無罪になるということになるためには、強制捜査権を使って明らかにした証拠というのを開示する以外にはないと思うんですね。ほかの警察、検察以外に強制的に事実を明らか

にするということができないときに、裁判でもそれが明らかにならないとすれば、これは、冤罪はこれからも続いていくことになってしまうため、この二つの要件というのはどうしても必要なのではないかなというふうに思いますが、いかがなものでしょうか。

先ほど言われた、東村山と言いましたか。それについてはちょっと私は存じ上げませんので何ともコメントはできませんけれども、それが仮にあったとしても、冤罪のここに入れている問題を明らかにして、無実の人を有罪にしたまま解決につなげられないというのは、これはあってはならないことなんじゃないかなと。

茨城県内でも、多くの自治体、半数ぐらいですね。茨城県内の地方自治体でも過半数の自治体がこの請願・陳情に賛成をして、継続審議になったところもあるかもしれませんけれども、この請願・陳情を採択にしたところがあるわけですので、そういうところから言っても、笠間市議会がこの判断に前向きに関わっていくことが必要なんではないかなと思いますけれども、以上です。

○安見委員長 田村委員。

○田村泰之委員 補足です。

これ自由民主党麻生太郎副総裁、公明党山口那津男代表、立憲民主党泉健太代表、日本維新の会馬場伸幸代表、国民民主党玉木雄一郎代表らが呼びかけ人となって、これ正直、刑事訴訟法だけではなく、この法的なあれというのは、地方議員がとやかく言うことでもなく、取りあえずこれ国会議員の先生がしっかりしてもらわないと困る話なんですよ、私から言うと。そう思わないですか。

ほかの市町村にこのやつが来て、採択になったとか何だと、石井委員調べてきたと思うんですが、中には議場の会派室なら会派室のテーブルに置いてあっただけという話も聞いていますし、そういう話も私は聞いていますし、取りあえず何でこれ自民党麻生太郎副総裁、何で一々名前出さなくちゃならないんですかね。別に出さなくてもいいんじゃないですか。

私は党派を超えて話をさせてもらいますけれども、そしたら何で石井委員が所属している共産党の委員長がないんですかね。私はそこも疑問に思いますし、この内容が前回のと大して変わらなくて中身がよく分からない。

だから、私は、これは不採択すべきだと私は個人的に思います。

○安見委員長 発言どうぞ。

石井委員。

○石井 栄委員 この文章によりますと、今年4月に自民党云々と書いてあって、呼びかけ人となって設立されたということに、日本共産党の人が入ってないということについては、何で入ってないんだか私は分かりませんよ。

この人たちが早期に実現する議員連盟というのができたのかなというふうに思いましたけれども、それ以上のことは私は分かりませんが、私自身はこれに賛成ですので、

共産党の名前が入っていても入っていなくても、これには道理があるものだと思いますので、いいんじゃないかなというふうには受け止めています。

それ以上のことはないです。

○安見委員長 田村委員どうぞ。

○田村泰之委員 ちょっと休憩して。

○安見委員長 暫時休憩をいたします。

午後4時29分休憩

午後4時57分再開

○安見委員長 では、休憩を取り戻しまして会議を再開いたします。

ただいま休憩中のいろいろな御意見の中で、議論される中で、現在三つの意見を頂戴いたしました。一つは、陳情者の意思を酌んで採択をしてあげべきだという御意見、それから、内容その他を鑑みてこれは不採択やむなしという御意見、それから、内容が一部酌むべきところはあるけれどもそうでない部分もあるので趣旨として採択すべきだと、三つの案が出ました。

三様の意見に分かれておりますので、順番に、採択される方、それから趣旨採択とする方、それから不採択とする方という三つの案を皆様に示した上で、三つについての挙手で多数決を採らせていただきますが、御異議ございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 それでは、お諮りをいたします。

まず、本陳情を採択される方、採択すべきということに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○安見委員長 挙手1です。

それから、陳情の趣旨を酌んで趣旨を採択、内容についてはこのとおりではなく趣旨を採択してあげるべきというところに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○安見委員長 挙手1でございます。

それでは、本陳情について不採択とすべきという方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○安見委員長 挙手4です。

ありがとうございました。

以上の結果によりまして、本件は不採択とすべきとすることに決定をいたしました。

ここでいただきました結果については、議論の中でいただきました理由等を踏まえて、私の委員長報告の際に、それをつけ加えて結果を報告をさせていただきたいと思いますが、その内容は私に一任をさせていただいてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安見委員長 ありがとうございます。そのようにさせていただきます。

ここで陳情の審査が終わりました。

以上をもちまして、総務企画委員会を閉会いたします。

午後5時00分閉会